

令和7年度米・豪向けプロモーションに係る
業務委託仕様書
(企画提案時)

令和7年10月

福岡市

本仕様書は「令和7年度米・豪向けプロモーションに係る業務委託」(以下「本業務」という)の契約締結に必要な仕様を定めるものである。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

1 件 名

令和7年度米・豪向けプロモーションに係る業務委託

2 業務の趣旨・目的

アメリカおよびオーストラリア(以下、「米・豪」という)からの訪日旅行者に対し、福岡市の魅力を効果的に発信し、観光目的地としての認知拡大および実際の誘客促進を図ることを目的とする。福岡市が持つ歴史・文化・食・自然・都市機能のバランスの取れた魅力等を、ターゲット市場の嗜好や旅行トレンドに即した形で訴求することで、持続可能なインバウンド観光の拡大を目指す。

あわせて、現在取り組んでいる西のゴールデンルート(※)においては、大阪より西側にある自治体の魅力的な観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、西日本・九州の誘客促進につなげることを目的としており、本業務を通じて西のゴールデンルートの魅力等もあわせて発信することで、福岡市のみならず西のゴールデンルートのさらなる誘客促進を図ることとする。

※西のゴールデンルート専用サイト

日本語サイト

<https://west-goldenroute.jp/>

英語サイト

<https://japan-west-goldenroute.com/>

3 提案限度価格

30,000 千円(上限額、消費税及び地方消費税含む)

※上限額を超える場合は、失格とする。

4 業務の概要

本業務は、2で示した目的を達成するために、以下に示す(1)～(3)及びその他の事務に関する業務について委託するものである。

(1)全体業務関連

(2)米・豪向けプロモーション

(3)その他追加提案

5 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 業務の内容等

(1)全体業務関連

①業務内容

- ・本仕様書7以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(4)の業務を遂行するための実施計画(スケジュール含む)や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて取り組むこと。特に、当該事業に係る第三者への電子メールの送信にあたっては、BCC 送信の徹底を図ること。
- ・(2)～(4)の業務を実施する際は、ターゲット市場の視点に立った内容とするため、米・豪現地の旅行特性等に精通した人材を必ず入れるようにすること。
- ・(2)～(4)の業務において英語による成果物を制作する際は、機械的に日本語を翻訳するのではなく、ターゲットの視点に立った伝わりやすい表現となるようネイティブチェックを必ず採用するもの。

②提案事項

- ・事業の全体スケジュールや実施体制を提案すること。
- ・個人情報の管理をはじめセキュリティ体制を強化するための手法について具体的に提案すること。
- ・米・豪旅行客の旅行特性等に精通した人材のプロフィールや本業務における関わり方について具体的に提案すること。
- ・業務を実施する際のネイティブチェックの手法を具体的に提案すること。

(2)米・豪向けプロモーション

①業務内容

- ・本業務では、米・豪をターゲットに、福岡市と西のゴールデンルートの認知拡大に対するプロモーション及び送客拡大につながるプロモーションの双方を実施すること。なお、本業務では、福岡市を中心とした展開としており、一方で西のゴールデンルートは、福岡市の魅力を補完・強調する位置づけとして活用し、福岡市を主役としつつも、西のゴールデンルートの魅力もあわせて発信するよう留意すること。
- ・認知拡大を目的としたプロモーションでは、単に媒体への露出を増やすだけでなく、当該プロモーションが米・豪に対して効果的に魅力を伝え、関心を高めることにつながったと示せるような具体的な取組みを行うこと。
- ・送客拡大につながるプロモーションでは、OTA の活用や旅行商品販売等を通じて、福岡市の送客実績が確実に把握できる取組みを実施すること。また、福岡市以外の大阪より西のゴールデンルート実行委員会に参画している自治体(※)の送客実績についても把握が可能な場合は把握に努めること。また、旅行客の関心を引き、送客に寄与するようなインセンティブを付与すること。
- ・プロモーションを実施する際は、西のゴールデンルートのロゴの活用や専用 web サイト、SNS とも連携を図ること。

※西のゴールデンルート実行委員会に参画している自治体

神戸市、姫路市、鳥取県、岡山県、岡山市、広島県、下関市、高松市、松山市、北九州市、
福岡市、武雄市、長崎市、壱岐市、別府市、由布市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
(今後参画自治体が変更する場合がある)

②提案事項

- ・米・豪旅行客に訴求する最適な認知拡大及び送客拡大プロモーションについて、それぞれの手法の具体的な内容と各手法につながる KPI をそれぞれ設定し、これらを具体的に提案すること。

・KPI の設定にあたっては、福岡市や西のゴールデンルートの認知拡大と送客拡大それぞれに対して直接的に関わるKPIを設定すること。ただし、送客実績に係る KPI については想定される福岡市への送客数の提案を必須とし、西のゴールデンルートエリアの送客数に関する KPI は任意とする。

(3) その他追加提案

① 業務内容・提案事項

- ・福岡市や西のゴールデンルートの認知度向上や誘客の促進につながる取組み事項があれば、予算内で提案すること。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。
- ・米・豪から福岡空港への直行便就航の布石となるような取組み事項があれば、予算内で提案すること。その際、内容に応じた KPI を設定すること。また、米・豪関係の航空会社に対するアプローチ手法があればあわせて提案すること。

(4) 効果測定・分析及び報告書作成業務

① 業務内容

- ・本業務の効果を測定・分析し、次年度以降の施策に資する考察を行い、報告すること。
- ・上記について事業終了時に報告書としてまとめ、提出すること。

(5) その他

- ・6(1)～(3)で制作した広報物については、JNTO が持つオウンドメディア(SNS 等)での情報発信やイベント等での横展開など、JNTO に対して協力の依頼を行うこと。
- ・本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。
- ・各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。

7 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

また、当該事業に係る電子メールの送信にあたっては、BCC 送信の徹底を図ること。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後にお

いても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。
特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

8 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者(以下「総括責任者」という。)及び履行場所ごとの責任者(以下「各業務責任者」という。)を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、6(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

9 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。
- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、3(1)～(3)の取組み内容に応じ、関連する自治体に帰属する。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報を正当な理由なく利用したり，他人に提供したり，盗用した場合，福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は，委託業務に従事中のみならず，従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は，定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし，福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは，この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は，委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは，この契約の目的を達成するため必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は，委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し，又は第三者へ提供してはならない。ただし，市の書面による承認があるときは，この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は，委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために，市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに，その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写，複製又は加工の制限

受託者は，委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書，電磁的記録等を複写，複製又は加工してはならない。ただし，市の書面による指示又は承認があるときは，この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は，委託業務に係る個人情報及び情報資産については，自ら取り扱うものとし，第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし，市の書面による承認があるときは，この限りではない。なお，市の承認により第三者に委託する場合は，当該第三者に対して，契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還，廃棄等

受託者は，この契約が終了し，又は解除されたときは，委託業務に係る個人情報及び情報資産を，市の指示に従い，市に返還し，若しくは引き渡し，又はその廃棄，消去等をしなければならない。なお，廃棄又は消去等をしたときは，廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は，受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について，契約内容の遵守を確認するため，定期的に書面による報告を求め，必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。